

介護保険住宅改修の手引き



©東京ハイジ／五戸町

五戸町介護支援課

1. 住宅改修費の支給要件

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた被保険者が、手すりの取付けや段差の解消その他厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときに支給されます。

(1) 支給限度額等

被保険者1人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態区分に関わらず20万円となっています。消費税を含む20万円までの費用について、申請者（被保険者）の負担割合（1割・2割・3割）に応じて、9割または8割または7割分を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額（20万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用（支給申請）することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20万円を超えた部分は全額自己負担になります。

(2) 支給限度基準額の例外措置

前述のとおり、住宅改修費の支給限度基準額利用限度額は20万円となっているため、20万円までの住宅改修を行った場合には、一定の期間が経過してもさらに介護保険での住宅改修を行うことはできませんが、下記のとおり、要介護状態が著しく重くなった場合や、転居した場合には、「支給限度基準額の例外」として、それまでの利用額をリセットして、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

① 要介護状態が著しく重くなった場合の例外（3段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日における要介護状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、3段階リセットは同一住宅・同一被保険者について1回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工費の要介護状態区分 （3段階リセットが適用される区分）
要支援1（第1段階）	要介護3（第4段階）、要介護4（第5段階）、 要介護5（第6段階）
要支援2および要介護1（第2段階）	要介護4（第5段階）、要介護5（第6段階）
要介護2（第3段階）	要介護5（第6段階）

※（ ）内は「介護の必要の程度」の段階

※ 要支援2と要介護1の「介護の必要の程度」の段階は、同じ「第2段階」になりますので、ご注意ください。

② 転居した場合の例外（転居リセット）

支給限度基準額（利用限度額）の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、転居していても、住民登録が異動されていない場合は転居とみなしません。また、同住所地で行った建て替えについても、住民登録の異動を伴わないため、リセットにはなりません。

（2） 対象となる人

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた被保険者

（3） 対象となる住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2. 住宅改修事前申請・支給申請の手続き

★住宅改修の申請はケアマネージャーの方が行ってください。基本的には施工業者の方の代行申請はできません。サービスの利用がない（ケアマネージャーと契約していない）方が住宅改修のみ行う場合は、施工業者の方の代行申請ができます。

（1） 事前相談

住宅改修をしようとするときは、事前に居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネージャー）等に相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

（2） 施工業者との打ち合わせ

施工業者を選定し、見積書（工事費明細書）・図面の作成を依頼します。
※業者の指定はありません。

(3) 事前申請

町に介護保険住宅改修費の事前申請をします。

◆必要な書類◆

① 介護保険住宅改修事前申請書

・「改修予定額」欄には支給対象となる部分の金額を記入してください。

② 住宅改修が必要な理由書

・ケアマネージャーが作成します。

③ 工事内訳書（見積書）

④ 平面図

⑤ 改修前の写真

詳細は、別紙1_事前申請をご確認ください。

⑥ 使用する部材のカatalogの写し

・

⑦ 承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が、本人の場合は不要）

(4) 確認

町で申請内容を審査し、介護保険住宅改修着工承認書を被保険者に送付します。
ケアマネージャーが受け取りを希望する際は、事前申請時にお申し出ください。
※必要に応じ、施工前の状況確認のため調査に伺うことがあります。

(5) 工事施工

- ・必ず町からの介護保険住宅改修着工承認書を確認し、着工してください。
- ・やむを得ず工事に変更が必要になる場合は、必ず事前に町に連絡し、変更届を提出してください。
- ・改修工事が終了したら、完成後の写真を撮影してください。

(6) 工事費の支払い

いったん工事費の全額を施工業者に支払っていただきます。領収書の宛名は、被保険者本人のものとなります。

(7) 住宅改修費支給申請

工事完了後、町に次の書類を提出します。

① 介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ・「改修費用」欄には支給対象となる部分の金額を記入してください。
- ・「申請者」欄は被保険者本人の住所、氏名等を記入してください。
- ・「口座振込依頼欄」は被保険者本人名義の口座について記入してください。

② 事前申請書類

- ・「改修費用」欄には支給対象となる部分の金額を記入してください。

③ 領収証原本

④ 請求書（工事費明細書）

⑤ 改修後の写真

詳細は、別紙 2_支給申請をご確認ください。

（8）審査と支給決定通知書の送付

町で審査後、支給決定通知書を被保険者に送付し、指定口座に住宅改修費を振り込みます。

※必要に応じ、工事施工状況確認のため調査に伺うことがあります。

介護保険住宅改修に関するQ&A

住宅改修の種類	質 問	回 答
手すりの取り付け	棚やペーパーホルダー等と一体型の手すりを取り付ける場合は、支給対象になるか。	棚やペーパーホルダーと一体型の手すりについては、手すりの部分のみが支給対象になる。棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分して見積書（内訳書）に記載すること。
手すりの取り付け	設置している手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は支給対象となるか。	単に老朽化したという理由であれば対象とならない。
手すりの取り付け	2階建て家屋で、普段は1階で生活している。2階にある季節の洋服を出し入れするため、年に数回階段を利用するが、手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。	住宅改修とは、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、日常生活上必要な範囲として保険者が認める場合に対象となり、年に数回利用する場合のみであれば日常生活上必要な範囲とは言えない。
手すりの取り付け	庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。	洗濯物を干す行為は「日常生活上必要なもの」の範囲にあたるため、住宅改修の対象となる。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれないが、それを行わなくても日常生活に支障は生じないため、「日常生活上必要なもの」の範囲とは考えられないことから、支給対象とならない。
段差や傾斜の解消	玄関の前に階段があり、階段にスロープを設置するには急すぎるため、階段横にある花壇を取り壊してスロープを設置したい場合は、花壇の取り壊し費用も支給対象となるか。	他にスロープを設置する場所がなく、花壇がある場所に設置する必然性が認められる場合、住宅改修の対象となる。

介護保険住宅改修に関するQ&A

住宅改修の種類	質 問	回 答
和式から洋式への便器の取り替え	利用者が既存の洋式便器では立ち上がりが困難になったり、膝が十分に曲がらなくなったりした場合、高さの高い洋式便器への交換は、住宅改修の支給対象となるか。	本人の身体状況の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する必要がある場合、まずは、福祉用具購入品目の補高便座で対応できるか検討する。福祉用具での対応では、困難な場合は、住宅改修の支給対象として差し支えない。
和式から洋式への便器の取り替え	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ交換する場合には、住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象となる。ただし、非水洗式から水洗化する場合の水洗化工事については、住宅改修の対象とならない。
引き戸等への扉の取り替え	扉を引き戸に換える予定だが、戸袋のスペースがなく、現在の扉の脇にある押入れ部分の一部を戸袋にするが、戸袋部分は支給対象になるか。	引き戸に交換する工事の一部であるため、支給対象となる。
引き戸等への扉の取り替え	トイレを利用する際、入り口が狭く車いすが入らない。間口を拡張して「開き戸から開き戸」に変更することは可能か。	通常、開き戸から引き戸に変更することで車いすが入るようになる工事を想定しているが、引き戸への変更ができないケースは、間口を拡張し、大きな開き戸に変更することは、「引き戸等への扉の取替え」の範囲に含まれる。
手すりの取り付け	手すりを取り付けるのに、壁沿いでは動線が複雑になるため、壁を設置してそこに手すりをつけたい。床はコンクリートで安定した支柱をたてるのが困難。壁部分は支給対象になるか。	手すり取り付けの附帯工事は、壁下地の補強に限定されるものであり、壁の設置となればその範囲を超えていると思われる。対象外。
その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外となる。

介護保険住宅改修に関するQ&A

住宅改修の種類	質 問	回 答
その他	要介護者が、医療機関に入院中に住宅改修を行い、改修費の支給申請を行うことは可能と考えるが、介護保険施設入所者が、施設の退所を前提に当該施設入所中に住宅改修を行うことは可能か。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないため、住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられるため、入院中に事前に住宅改修を行うことは可能。なお、住宅改修費の支給申請は退院後になる。施設を退所する場合も、本来退所後に住宅改修を行うものであるが、入院中の場合と同様となる。なお、退院・退所前に死亡した場合は支給申請できない。
その他	住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合には、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。又は、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。	死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請可能である。
その他	被保険者証に記載されている住所地以外で住宅改修を行うことは可能か。	住所地以外で、一時的に居住するために行う住宅改修は支給対象とならない。被保険者証に記載されている住所地でのみ改修が可能。
その他	新規認定申請中や区分変更中でも、住宅改修の申請は可能か。	新規認定申請中や区分変更中でも事前申請は可能であり、着工承認書が届き次第工事に着手することができる。ただし、支給申請は認定結果が出てからの申請となる。

※新たなケースが発生した場合に随時更新します。